

1	営業と生活を守るのは当然の権利	日本国憲法は「生活費に税金をかけてはならない」「能力に応じて公平に負担する」を原則にしています。滞納はこの原則に外れた税制に責任があります。
2	書類は捨てず、あきらめない	滞納を「恥ずかしい」と放置すると差押えなどが進行します。税務署からの督促状などは放置せず、また、決してあきらめず、民商で仲間に相談しましょう。
3	営業と生活の見直しを	営業と生活の状況を数字でつかみ、対策を話し合いましょう。毎月ムリのない支払いにするなどの交渉の力になりえます。
4	積極的に「納税の猶予」の申請を	「納税の猶予」(国税通則法46条)を認めさせれば差押えはできません。差押えの解除も申請できます。1年以内の分割納付も可能です。
5	担保に先日付小切手は絶対きらない	国税庁は、先日付小切手を「強制的に振り出させない」(2005年5月17日 衆議院財務金融委員会)としています。キツパリ断りましょう。
6	差押えには「換価の猶予」や「差押えの猶予」を	事業の継続、生活の維持を困難にする恐れのある財産の差押えは、猶予または解除できます(「換価の猶予」国税徴収法151条)。
7	高すぎる延滞税は免除が当然	延滞税の免除も主張しましょう。「納税の猶予」が認められると、延滞税は4.1%以下になり全額免除も可能です(国税通則法63条、租税特別措置法44条)。
8	差押えに関する滞納者の保護規定の主張を	「徴収に必要な財産以外の差押」や「無益な差押」は禁止(国税徴収法48条)されています。差押財産の選択は「生計や事業に与える影響が少ないことを考慮」(国税徴収法基本通達47-17)しなければなりません。
9	どうしても払えないときは「滞納処分の執行停止」を	「滞納処分の執行停止」(国税徴収法153条)を認めさせましょう。3年継続すると納税義務は消滅します(国税徴収法153条4項)。明らかに徴収不能な場合、納付義務を消滅できます。(徴収法1
10	生存権的財産は憲法に基づき保障される	憲法25条は生存権を保障します。生存権的財産の家や土地の差押えは、憲法29条の財産権の侵害です。売掛金や生命保険の差押えはやめさせましょう。